

## 既存住宅耐震診断事業補助金申請の手引き（補強計画）

### 1 対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅（賃貸住宅を含む）で、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の総合評点が 1.0 未満（倒壊の可能性がある）のものに対し、補強計画の作成費用の一部を補助します。

### 2 補助金額

補強計画作成 最大 96,000 円／棟（費用の 2／3 以内）

65 歳以上の高齢者のみが居住する世帯、または障害のある方が居住する世帯等については、最大 144,000 円になります。

### 3 補助金申請時に提出するもの（補強計画策定を行う前）

・必ず必要なもの

- ① 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 見積書の写し
- ③ 位置図
- ④ 住宅の平面図、配置図
- ⑤ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したことを証する書類の写し

（建築確認通知書、固定資産税税台帳登録証明書（家屋）、家屋登記簿謄本など）

※上記の書類で補助金交付申請者と所有者が一致していること。住宅の補助金交付申請者と所有者が異なる場合、又は共有名義の場合でも所有者との関係を示す書類などの添付により、申請できる場合があります。

・高齢者等割増の制度を利用する場合

- ⑥ 家族構成報告書（別紙 1）
- ⑦ 高齢者等であることを証明するもの
  - 高齢者世帯の場合
    - ・世帯全員の住民票の写し
  - 障害のある方等の場合
    - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などの写し

### 4 実績報告時に提出するもの（補強計画策定を行った後）

- ① 実績報告書（第 7 号様式）
- ② 契約書の写し
- ③ 領収書の写し（補助金額以上の領収を行っている場合に限り、その領収書と残金の請求書でも可）
- ④ 耐震診断結果報告書（別紙 2）

- ⑤ 耐震補強計算書（補強前後）
- ⑥ 補助金支払請求書（第9号様式）

### 5 注意事項

- ・ 事業着手後（契約後）では補助金の交付はできませんので、必ず事業着手前に申請してください。
- ・ 本事業は「木造住宅の耐震診断と補強方法」にもとづき診断書及び補強計画書などの結果報告が必要となります。
- ・ 補強計画は補強後の評点が1.0を超え、かつ耐震診断結果時の評点から0.3以上に向上していることが条件です。
- ・ 本事業を行う診断者、設計者は静岡県耐震診断補強相談士の登録が必要です。

予算の範囲内での事業となりますので、予算が終了次第受付も終了となります。

**申請の前にまちづくり指導課に相談してください！**

問い合わせ、申請書提出先は沼津市 都市計画部 まちづくり指導課  
TEL055-934-4762 まで

### ○手続きフローチャート

